

企業団規約骨子（案）について

1 趣旨

- 企業団の設立に当たっては、地方自治法に基づき、企業団規約を定め、すべての構成団体で議決を得る必要がある。（令和4年9月定例会で提案予定）
- 企業団規約について、地方自治法の規定等を踏まえ、次のとおり、骨子（案）を作成した。

2 骨子（案）

記載事項		主 な 内 容
名 称		○ 広島県水道広域連合企業団（仮称）
組織する団体		○ 15市町及び県
区 域		○ 広島県内
処理する事務		○ 水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務
広域計画の項目		○ 水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関すること ○ 広域計画の期間及び改定に関すること
主たる事務所の位置		○ 広島市内
議 会		○ 定数，任期，選挙の方法
執行機関	企業長	○ 構成団体の長のうちから，構成団体の長による選挙で選任 ○ 任期は構成団体の長の任期 ○ 副企業長は，企業長が任命（1人）
	監査委員	○ 企業長が，企業団議会の同意を得て選任（2人） （識見者：1人 企業団議員：1人） ○ 任期は4年
	選挙管理委員会	○ 構成団体の選挙権を有する者のうちから，企業団議会において選挙により選任（4人） ○ 任期は4年
経費の支弁方法		○ 経費は，水道料金，企業債，交付金，その他構成団体の負担金を充てる